

交通指導官運用要領の制定について(例規通達)

(平成25年 2月28日)

(栃交企第1号、栃務第2号)

交通警察が所掌する事務全般を適正に推進するため、総括的な立場から指導及び教養を行うことを任務とする「交通指導官」を設置することとし、別添のとおり「交通指導官運用要領」を制定し、平成25年3月15日から運用することとしたので、効果的な指導等を徹底されたい。

別添

交通指導官運用要領

1 交通指導官の配置

- (1) 交通部交通企画課指導教養室に、交通指導官(以下「指導官」という。)を置く。
- (2) 指導官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 職務内容

- (1) 交通警察が所掌する業務全般を適正に推進するための指導及び教養に関すること。
- (2) その他特命事項に関すること。

3 運用要領

- (1) 指導官は、警察署及び警察本部執行隊(以下「対象所属」という。)を対象として上記2に定める職務を計画的に推進すること。
- (2) 指導官は、不適正な事務処理等が行われていることを認知した場合は、当該業務の適正化のために必要な指導等を行い、是正に努めること。
- (3) 交通部内所属長は、指導官の職務遂行に当たっては、必要に応じて担当職員の支援を行うこと。
- (4) 対象所属の所属長は、交通警察に関する実務能力の向上を目的とした教養を実施する際には、必要に応じて指導官の支援を求めること。
- (5) 交通部総括参事官は、指導官の効果的な運用に努めること。